

伊達市一般業務委託契約約款の一部を改正する告示

現行	改正案	備考
(契約の保証) 第2条の2 <u>受注者</u>は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、それを証する書面を提出しなければならない。ただし、<u>発注者</u>が必要ないと認めるときは、この限りでない。 (1)・(2) (略) (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、<u>発注者</u>が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。<u>以下同じ。</u>）の保証 (4)・(5) (略) 2 <u>受注者</u>は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「<u>電磁的方法</u>」という。）であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、<u>発注者</u>が認めた措置を講ずることができる。この場合において、<u>受注者</u>は、当該保険証券を寄託したものとみなす。 3・4 (略) 5 第1項の規定により、<u>受注者</u>が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 6 業務委託料の変更があつた場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、<u>発注者</u>は、保証の	(契約の保証) 第2条の2 <u>受託者</u>は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、それを証する書面を提出しなければならない。ただし、<u>委託者</u>が必要ないと認めるときは、この限りでない。 (1)・(2) (略) (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、<u>委託者</u>が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証 (4)・(5) (略) 2 <u>受託者</u>は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、<u>委託者</u>が認めた措置を講ずることができる。この場合において、<u>受託者</u>は、当該保険証券を寄託したものとみなす。 3・4 (略) 5 第1項の規定により、<u>受託者</u>が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 6 業務委託料の変更があつた場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、<u>委託者</u>は、保証の	

額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(管理技術者等)

第6条 委託者が設計図書により管理技術者及び関係法令の規定による技術者（以下「管理技術者等」という。）を求めたとき又は自ら受託者が管理技術者等を定める必要があるときは、管理技術者等の届を委託者に提出しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。この場合において、委託者が必要と認めるときは、受託者に対して管理技術者等の選任について報告を求めることができる。

2 (略)

(履行報告)

第7条 委託者は、必要と認めるときは、管理技術者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(業務委託料の支払)

第16条 (略)

2 業務委託料の支払は完了払いとする。

3 委託者は、受託者から第1項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

4 委託者は、前項の期間内に業務委託料を支払わないときは、受託者に対し、業務委託料に、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円

額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(管理技術者等)

第6条 委託者が設計図書により管理技術者及び関係法令の規定による技術者（以下「管理技術者等」という。）を求めたとき又は自ら受託者が管理技術者等を定める必要があるときは、管理技術者等の届出を委託者に提出しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。この場合において、委託者が必要と認めるときは、受託者に対して管理技術者等の選任について報告を求めることができる。

2 (略)

(履行報告)

第7条 委託者は、必要と認めるときは、管理技術者等に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(業務委託料の支払)

第16条 (略)

2 委託者は、受託者から前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 委託者は、前項の期間内に業務委託料を支払わないときは、受託者に対し、業務委託料に、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その数

未満であるときは、その数額又は全額を切り捨てる。)を遅延利息として支払うものとする。

(委託者の催告によらない解除権)

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(8) (略)

(9) 受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア～エ (略)

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ (略)

(契約解除に伴う措置)

第26条 (略)

2 (略)

3 契約が解除された場合において、履行場所等に受託者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受託者は遅滞なく当該物件を撤去(委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所に搬出することをいう。以下この条において同じ。)するとともに、履行場所等を原状に復して委託者に明け渡さなければならない。

4・5 (略)

額又は全額を切り捨てる。)を遅延利息として支払うものとする。

(委託者の催告によらない解除権)

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(8) (略)

(9) 受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア～エ (略)

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ (略)

(契約解除に伴う措置)

第26条 (略)

2 (略)

3 契約が解除された場合において、履行場所等に受託者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受託者は遅滞なく当該物件を撤去(委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所に搬出することをいう。)するとともに、履行場所等を原状に復して委託者に明け渡さなければならない。

4・5 (略)

(委託者の損害賠償請求等)

第27条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) (略)

(2) 成果物の引渡し前に、受託者その債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能になったとき。

2・3 (略)

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項第2号の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）

6 (略)

(受託者の損害賠償請求等)

第28条 (略)

2 第16条第3項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるときは、その

(委託者の損害賠償請求等)

第27条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) (略)

(2) 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能になったとき。

2・3 (略)

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

6 (略)

(受託者の損害賠償請求等)

第28条 (略)

2 第16条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるときは、その

端数は切り捨てる。)の遅延利息の支払を<u>発注者</u>に請求することができる。 (契約不適合責任期間等) 第30条 (略) 2～7 (略) 8 委託者は、成果物の<u>引渡し後</u>の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受託者が<u>その契約不適合</u>があることを知っていたときは、この限りでない。 9 (略) (個人情報の保護) 第31条 受託者は、契約の履行に<u>あたって</u>個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。	端数は切り捨てる。)の遅延利息の支払を<u>委託者</u>に請求することができる。 (契約不適合責任期間等) 第30条 (略) 2～7 (略) 8 委託者は、成果物の<u>引渡し</u>の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受託者が、<u>その契約不適合</u>があることを知っていたときは、この限りでない。 9 (略) (個人情報の保護) 第31条 受託者は、契約の履行に<u>当たって</u>個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。
---	---